

## Tax & Legal Services Newsletter

Vol. August 2015

### 相続税および贈与税

タイ国相続税および贈与税が2015年8月5日に公表されました。

**相続税法**：負債控除後の遺産のうち100百万バーツを超える部分に対し、相続人が被相続人の卑属や尊属の場合には5%、その他の場合には10%の税率で相続税が課されます。相続税の対象となる遺産には、不動産、証券、預貯金、登録済みの車両、および関連する勅令に規定される金融資産が含まれます。

**タイ国歳入法を改定する法律第40号**：卑属、尊属もしくは配偶者からの贈与のうち20百万バーツを超える部分、あるいはその他の者からの贈与のうち10百万バーツを超える部分に対して5%の税率で贈与税が課されます。受贈者は、当該贈与を年末にその他の所得に含めることができます。

これらの法律は、2015年8月5日から180日後に発効します。

### 付加価値税 (VAT) の軽減税率の適用期間の延長

タイ国内閣は、国際経済の停滞のため、VATの軽減税率7%の適用期間をさらに1年間延長するという勅令の草案を承認しました。VAT税率の引き上げは、低迷する投資および国内消費に影響することが懸念されています。7%のVAT税率は、2015年10月1日から2016年9月30日までの期間、物品の販売および輸入、サービスの提供に適用されます。

### 関税法の改正

タイ国内閣は、様々な関税制度を一つに統合し、以下の改正を行うとする草案を承認しました。

- 関税法違反に対する罰則を改正。例えば、
  - 脱税の意図を持って過小申告を行った場合の罰則は、納付すべき関税額の50%（ただし関税額の4倍を上限とする）あるいは10年以下の懲役、もしくはその併科とする。
  - 適切なライセンスを持たずに物品の輸出入を行った場合の罰則は、関連する物品を管理する法律に規定される罰則あるいは3ヶ月から10年の懲役、もしくはその併科とする。
- 関税局の調査官が追徴課税できる期間（時効）は、輸出入の日から5年間とする。
- 未納付の関税に係る月次のサーチャージ（延納税）は関税額を上限とする。
- 関税の還付申請期間を2年から3年に延長する。

### 長期エクイティファンド (LTF) および退職相互基金 (RMF) に対する税務恩典の見直し

歳入局長通達No. 257 – 259は、長期エクイティファンド (Long-Term Equity Fund: LTF) および退職相互基金 (Retirement Mutual Fund: RMF) に対する個人所得税の恩典に関する規定を改正しました。従前の規定では、これらのファンド/基金への拠出額のうち、合計所得金額の15%を限度として最高50万バーツ/年の控除が認められていました。新たな規定では、個人所得税の対象となる課税所得金額の15%を限度として最高50万バーツ/年の控除が認められます。結果として、納税者は、控除額の計算の際、非課税所得をその計算ベースに含めることができなくなります。

## 学習塾に対する新たな課税

タイ国内閣は、商業目的で運営する学習塾に課税し、私立学校に付与されている優遇税制を改正するという財務省の提案を承認しました。新しい法律の概要は以下のとおりです。

- 勅令 No. 588により、私立学校に関する法律に基づき学習塾に分類される私立学校から生ずる利益および配当に対する法人所得税の免除を廃止する。
- 勅令 No. 589により、私立学校に関する法律に基づき学習塾に分類される私立学校から生じる所得について、財団や団体に認められていた法人所得税の免除を廃止する。
- 勅令 No. 590には、義務教育を提供する私立学校の運営を奨励する規定が含まれている。私立学校を設立のためのライセンスを取得した者および私立学校の用に供される土地を寄附した者（私立学校への土地/不動産の移転、学校が廃校となる場合や土地を使用しなくなる場合におけるそれらの資産の返還の受領）に対し、個人所得税、法人所得税、VAT、特定事業税および印紙税の免除を認める。
- 財務省省令 No. 307により、私立学校に関する法律に基づき学習塾に分類される私立学校から生じる所得に対する個人所得税の免除を廃止し、私立学校に関する法律に基づき学習塾に分類される私立学校を運営する法人/パートナーシップから生じる配当/利益の分配に対する個人所得税の免除を廃止する。

加えて、当該省令は、私立学校の役員、経営者、教師もしくは教職員が、退職、障害もしくは死亡により助成基金から受け取る金額についての個人所得税の免除を規定しています。

## 一定の利益への課税に関する新たな規定

タイ国財務省は、個人に支払われる前払賃料/資産（建物および住居を含む）の所有権の価値に対する所得税の納付に関する新たな規定を公表しました。従前の規定では、これらの利益は賃貸期間に基づいて按分され、当該利益を受領した年中に所得税を納付しなければなりません。また、この手続きに従わなかった場合には、所得を按分する権利を喪失することになっていました。新たな規定では、当該利益を受領した年の翌年3月以降であっても、按分した所得に基づき計算された所得税を納付することができます（申告期限から月1.5%の延納税が課されます）。

歳入局通達No. Paw. 151/2558は、当該前受利益に係る所得税の納付時期やその他の手続についての詳細を規定しています。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

## 日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

|                               |            |            |            |
|-------------------------------|------------|------------|------------|
| 惣田 一弘                         | 中島 雄一朗     | 藍原 滋       | 中西 康智      |
| 日本国公認会計士                      | 日本国公認会計士   |            |            |
| パートナー                         | マネージャー     | ダイレクター     | マネージャー     |
| Tel: 02-676-5700<br>Ext. 5085 | Ext. 13399 | Ext. 11676 | Ext. 13531 |

Business Tax & Indirect Tax  
Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

Legal Services  
Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

Business Tax (Japanese Services Group)  
& Indirect Tax  
Darika Soponawat  
+66 (0) 26765700 ext 12784  
[dsoponawat@deloitte.com](mailto:dsoponawat@deloitte.com)

Transfer Pricing & Business Tax  
Dr. Kancharat Thaidamri  
+66 (0) 26765700 ext 11205  
[ktthaidamri@deloitte.com](mailto:ktthaidamri@deloitte.com)

Business Tax (Business Model  
Optimization)  
Korneeka Koonachoak  
+66 (0) 2676 5700 ext 5023  
[kkoonachoak@deloitte.com](mailto:kkoonachoak@deloitte.com)

Global Employer Services  
Mark Kuratana  
+66 (0) 2676 5700 ext 11385  
[mkuratana@deloitte.com](mailto:mkuratana@deloitte.com)

Transfer Pricing & Customs Services  
Stuart Simons  
+66 (0) 2676 5700 ext 5021  
[ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)

Business Tax (M&A) & FSI  
Wanna Suteerapornchai  
+66 (0) 2676 5700 ext 10691  
[wsuteerapornchai@deloitte.com](mailto:wsuteerapornchai@deloitte.com)

---

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 220,000 professionals are committed to making an impact that matters.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.